

新城市耐震改修時バリアフリー化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震改修工事と併せて行う高齢者等が同居する住宅のバリアフリー化工事に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、高齢者等の暮らしの安全を確保することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 「高齢者等」とは次の各号に該当するものをいう。

(1) 65歳以上の高齢者

(2) 40歳以上65歳未満の者で介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による認定を受けた2号被保険者

(3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に定める別表第5号（身体障害者障害程度等級表）において、視覚障害及び、肢体不自由の1級から3級までのいずれかに該当する者

(4) 厚生労働省が指定する難病疾病患者で、医師が前述の障害者に準ずると認めた者。

2 「バリアフリー化事業」とは、高齢者等が日常生活において円滑に利用できるような住宅の構造及び設備の整備に係る工事

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

(1) 耐震化補助金要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震改修工事を行う者。

(2) 高齢者等が同居する世帯に属する者又は、バリアフリー化事業が完了した日から30日以内に、当該バリアフリー化事業を行った住宅において、高齢者等と同居しようとする者

(3) 市税等を滞納していないものであること。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
耐震化補助金要綱に基づく補助金の交付を受けて行う耐震改修工事に合わせて行うバリアフリー化事業	手すりの設置、段差の解消、床材の変更、引き戸への取り換え、洋式便所への変更その他市長が適当と認めるバリアフリー化事業に要する工事費	当該バリアフリー化事業に要した費用の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、20万円を上限とする。

- 2 補助対象者が介護保険法第45条第1項の規定による居宅介護住宅改修費の給付又は、新城市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱（平成17年10月1日制定。）に基づく住宅改修費の給付を受ける者、又は過去に受けた者である場合にあっては、この要綱に基づく補助金は交付しないものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修時バリアフリー化事業補助金交付申請書（様式第1）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 工事内容が分かる書類
- (2) 施工する前の施工箇所の写真
- (3) 工事費用の内訳が分かる書類
- (4) 耐震化補助金要綱に基づく補助金の交付決定通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付の申請は、同一の住宅につき1回限りとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、耐震改修時バリアフリー化事業補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により通知をするときは、必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）について、その内容を変更しようとするときは、あらかじめ耐震改修時バリアフリー化事業補助金変更申請書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、耐震改修時バリアフリー化事業補助金補助金変更決定通知書（様式第4）

により、申請者に通知するものとする。

- 3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに耐震改修時バリアフリー化事業補助金遅滞等報告書（様式第5）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止）

第8条 申請者は、補助事業を中止しようとするときは、木造住宅耐震改修に伴うバリアフリー化事業補助事業中止届（様式第7）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は第6条第1項の規定による補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日までのいずれか早い期日までに、木造住宅耐震改修に伴うバリアフリー化事業補助完了実績報告書（様式第8）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写しその他バリアフリー化事業に要した費用が分かる書類
- (2) 施工後の施工箇所の写真（施工状況の確認ができるものを含む。）
- (3) 新たに高齢者等と同居する場合は、バリアフリー化事業を行った住宅に居住する者全員の住民票
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、耐震改修時バリアフリー化事業補助金確定通知書（様式第9）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に請求書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定をした補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第9条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。